

青森県教育委員会第765回定例会会議録

期 日 平成24年10月10日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県社会教育委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分状況
- そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る請願について
- そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について
- 委員長選挙・・・・・・・・・・委員長 鈴木秀和

平成24年10月10日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時47分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
中平教育次長、中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
島委員、清野委員
- ・書記
大舘利章、村上健

会 議

議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(中平教育次長)

この案件は、県議会第271回定例会に提出された「平成24年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」及び「工事の請負契約の件」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したのでご報告する。

まず、「平成24年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、7,474万3千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,374億9,119万8千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりである。

続いて「工事の請負契約の件」についてであるが、青森県立弘前中央高等学校校舎・第一体育館改築工事について、南・堀江・弘南特定建設工事共同企業体と10億9,725万円で請負契約を締結するためのものである。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県社会教育委員の人事について

(中野生涯学習課長)

青森県社会教育委員の任期が平成24年10月18日をもって満了するので、新たに委員を任命するものである。

社会教育委員は、社会教育法に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱するものであり、その職務については、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、

- ・社会教育に関する諸計画の立案
- ・教育委員会の諮問に応じて意見を述べること
- ・そのために必要な研究調査を行うこと

などとなっている。

今回委嘱する委員のうち、新任は佐藤勢津子氏、佐々木勇一氏、横田渉子氏、大沢潤蔵氏、生島美和氏、小高進氏、五十嵐健志氏、齊藤サツ子氏の8名、再任は小山内世喜子氏ほか3名の計12名である。

なお、五十嵐健志氏、齊藤サツ子氏は公募により選考した委員である。

また、委員の任期は平成24年10月19日から平成26年10月18日までの2年間である。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案どおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況

(鈴木委員長)

次に、その他として、9月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。

ご意見、ご質問はあるか。

それぞれの部署にあっても、こういうことがあってはならないことを職員にしっかり注意するようお願いする。

それでは懲戒処分の状況については了解した。

その他 県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る請願について

(奈良教職員課長)

県立高等学校教育改革第3次実施計画について、1件の請願を受理したので御報告するものである。

「弘前中央高等学校定時制の存続を求める要望」の件は青森県弘前市城東中央3丁目10-21、弘前中央高校定時制教育存続を求める会会長 八木橋 正から平成24年9月4日に受理したもので、内容は、弘前中央高等学校定時制課程の存続を求めるものである。

なお、同会からは、要望書のほか、約1万500名分の署名も合わせて提出されている。

今回いただいた請願については、県立高等学校教育改革第3次実施計画【前期】に関わるものであるので、今後、来年度の県立高等学校の入学者募集人員を御審議いただく際に、本件要望内容への対応についても御審議いただき、来年度の入学者募集人員の決定をもって、本請願への対応としていただきたいと考えている。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

なければ、県立高等学校教育改革第3次実施計画に係る請願については了解した。

その他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

(鈴木委員長)

本日の会議では、要望書や地区説明会、パブリックコメントの状況や意見の内容を確認し、今後の後期計画の検討に当たっての考え方を整理したいと思う。まず、要望書、地区説明会、パブリックコメントの状況と意見の内容について、事務局から説明をお願いする。

(奈良教職員課長)

「要望書、地区説明会、パブリックコメントの状況」について説明する。

後期計画案に関する要望書、署名等については、これまで随時ご報告してきたところであるが、合計すると、これまでに9件いただいている。

次に「地区説明会の状況」であるが、参加者は445人、発言者は58人となっている。地区ごとの状況としては、藤崎会場が最も多く、169人の方にご参加いただいた。

次にパブリックコメントの状況であるが、23件の意見があり、意見の内訳としては、計画案全般に関する意見が6件、弘前実業高校藤崎校舎関係が10件、岩木高校関係が5件、田子高校関係が5件、その他、八戸商業高校及び八戸水産高校関係が各1件となっている。

これらのご意見の内容については、会議資料の10ページ以降にまとめている。

まず「(1) 計画案全般に関する意見」であるが、

- ・ 説明会やパブリックコメントの意見を尊重し、計画の再検討を行って欲しい。
- ・ 署名等によって計画が変わるとすれば、今まで定員を満たしていた学校も閉校になっていることもあり、慎重に検討して欲しい。
- ・ 後期計画案については、着実に進めて欲しい。

などのご意見があった。

続いて、「(2) 中里高校・田子高校の校舎制導入への意見」であるが、中里高校の校舎制の導入については、校舎化によりイメージが悪くなり、ますます生徒が減るのではないか、田子高校の校舎制の導入については、1学年1学級規模の本校の設置を認めていただきたいという意見があり、両校とも、本校としての存続を要望する意見となっている。

次に「(3) 弘前実業高校藤崎校舎の募集停止への意見」であるが、

○藤崎校舎の存続に関する意見として、

- ・ 未来の子どもたちがりんごについて学び、りんごを作る基礎を学ぶ場として是非藤崎校舎を残して欲しい。
- ・ 今後の農業教育の方向性が示されていないにもかかわらず藤崎校舎を募集停止とするのはなぜか。

○柏木農業高校にりんご科の教育内容を引き継ぐことへの意見として、

- ・ 柏木農業高校生物生産科の「果樹」の授業だけで、りんご科の専門的な教育活動ができるとは思えない。
- ・ 柏木農業高校にりんご科の教育内容を引き継ぐことになっても、りんご科という名称にこだわるべきだと思う。

○藤崎校舎に関する提案として、

- ・ 藤崎校舎の存続、若しくは弘前実業高校農業科への統合を希望する。
- ・ 弘前実業高校、黒石商業高校を弾力化のうえ学級減し、藤崎校舎と岩木高校を残せないか。
- ・ 社会人転職者向けのりんごづくり訓練校として活用できないか。

○農場に関する意見として、

- ・ 農場が放置されると周辺農地への悪影響が懸念される。

などのご意見があった。

続いて、「(4) 岩木高校の募集停止への意見」であるが、

○地区の普通科に関する意見として、

- ・ 弘前市内の普通科3校は全て進学校であり、岩木高校を閉校にするということは、学力は高くないが、高校でもっと部活動や勉強を頑張りたいという子どもの選択肢を奪うこととなる。

○通学に関する意見として、

- ・ 近隣中学校出身者が多く、通学方法も全校生徒の95%が自転車である。

○岩木高校存続のための提案として、

- ・ 弘前高校、弘前中央高校、弘前南高校の1学級ずつを減らせば、岩木高校を残せるのではないか。
- ・ 他地区の同規模高校の例にならば、次期計画までは校舎制に移行して存続できないか。

などのご意見があった。

次に、「(5) その他の意見」として、

- ・ 八戸水産高校への意見として、同校の1学級減は、水産教育の不完全化と衰退を意味する。
- ・ 八戸商業高校への意見として、八戸市の商業高校として望ましい学校規模は4学級以上であり、1学級の定員を35人として4学級規模を維持していただきたい。

となっている。

(鈴木委員長)

県民から寄せられたご意見は、大別すると

- ・ 計画案全般に関する事
- ・ 校舎制導入に関する事
- ・ 弘前実業高校藤崎校舎の募集停止に関する事
- ・ 岩木高校の募集停止に関する事
- ・ その他のこと

に整理できるようである。

県民からのご意見の内容については、十分に把握し、共通理解のもと、今後の議論を進める必要があると思うので、今回は不明な点を確認したうえで、次回の会議から項目を分けて具体の検討を行いたいと思う。

まず、「計画案全般に関する事」について、ご質問はあるか。

(清野委員)

説明会であるから質疑応答という形でやられたものであると思うが、県教委の考え方は理解していただけたのか。

(奈良教職員課長)

様々なご意見があるが、例えば「募集停止のところは残して欲しい」というご意見には

これまでどおりの説明をしている。説明できるところは説明している。

(豊川委員)

青森県は進学校でさえも専門科目を担当するには不十分な教員体制だと聞いたことがある。世界レベルに対応できなくなるのではないか。その辺はどうか。

(奈良教職員課長)

説明会では、望ましい学校規模、適正な規模というところで説明をしている。例えば、教員配置は6学級のところは大学進学に対応する全ての教科が開設できる体制をとれるが、4学級、2学級のところは若干対応できないということもあるということの説明している。

(鈴木委員長)

計画案全般に関して他にないか。

なければ、次に校舎制の導入についてご質問はあるか。

(清野委員)

教職員の本校と校舎間の移動はどうなるのか。

(奈良教職員課長)

交流という形になるが、主に本校の教員が校舎に出向いて授業を教えるという形になる。

(清野委員)

交流は頻繁に行われているのか。

(奈良教職員課長)

実態としては、距離の問題だとか、時間の問題、学校の時間割の問題などがあるため、それほど頻繁に行われるわけではない。

(教育長)

町村会のご要望の際、皆さんからの意見を聞いていると、一学級規模になるのは生徒がいらないということで仕方がないが、校舎になることで、イメージが悪くなる、生徒の心が萎縮してしまう、今後募集停止になってしまうのではないかというふうに考えているようだ。

(鈴木委員長)

校舎化に関して法律が変わったということであったが、その説明をして欲しい。

(奈良教職員課長)

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律が平成23年8月30日

に改正になったところである。改正前の取扱は、第5条において、本校にあっては生徒の収容定員が240人を下回らないものとされていた。これは、1学年1学級40人で1学年2学級あれば足りるということになる。これは、適正配置等に関する国の基準を示したものであり、本県では法に準拠して、1学年1学級40人募集により、全学年が1学級となった時点で、法律上の分校である「校舎」としてきた。この第5条が昨年8月30日に改正され、削除されたところである。したがって、結果的には、1学年1学級の収容定員であっても本校として設置できることとなり、1学級募集とする学校を本校とするか分校とするかについては、設置者の判断によるところとなったものである。

(町田委員)

2点ほど教えていただきたい。

ひとつは、校舎制になった場合、学園祭や運動会、演奏会、部活動などは合同にするのか。特に部活などは日々のことであるので、そういった交流はどうなるのか。極端な話であるが、部活などで本校と分校が対戦することになるのか。

もうひとつは、説明会というのが今まで実施されてきたということであるが、この説明会に要した時間はどれくらいで、また、参加者の年齢層はどうであったか。また、説明会が一方的なものではなく、きちんと会話のキャッチボールがなされていたかなど、説明会の様子を伺いたい。

(奈良教職員課長)

まず、本校と校舎の部活動や学校行事の合同開催についてであるが、これは本校と校舎との連携により、そのようなこともできるということである。必ず合同でやらなければいけないということではなく、例えば、部活動で人数が足りない場合などは合同でやれるということである。

説明会についてであるが、6地区11会場で行っている。説明会の開催については、約1時間半位を要しているが、中には1時間位のところもある。事務局からは、スライドを使いながら約30分程かけて、3次計画策定の背景、後期計画の考え方などを説明している。参加者の年齢層は学校関係者や地元の方など、比較的年齢が高い方が多かった。こちらとしては、これから高校に入る生徒の保護者の方にも来て欲しかったが、年齢は高い方が多かった。

例えば、「募集停止しないで欲しい」とか「校舎に移行しないで欲しい」という質問については、その場で答えることはできないので、県教育委員会でこれから検討するというような回答をした。

(島委員)

校舎になった時点で、本校の校歌なり制服なりすべからく、本校のものと同じになるのか。独立校の時の校歌や制服を使ってもいいのか。

(奈良教職員課長)

これまでの例であると、校歌も制服も本校のものを使用している。ただし、それについ

ては明確なものがないので場合によっては、以前からのものを使用することも可能なのではないかと思う。

(清野委員)

法律が変わって、設置者の判断で本校にするか、校舎化するか決めることができるかすれば、大きな違いは何か。校長がいるかないかは大きいと思うが。

(奈良教職員課長)

あくまでも名前として何々高校ということであるので、1学級と2学級の違いであれ、独立した高校であるかどうかである。

(清野委員)

教職員のことや経費は、本校として残した場合と校舎にした場合とで大きく違うのか。

(奈良教職員課長)

教職員については、定数上は本校となれば校長、事務職員、養護教諭がプラスになるくらいだと思う。教員については、本校であれ、校舎であれ違いはない。学校の管理運営費は、本校でも校舎でもかわらない。人件費については、校長、養護教諭などが定数としてカウントされるので違いが出てくる。

(鈴木委員長)

私の理解としては、県全体で人数が決まっているので、本校となればそれだけ人員を取られることになり、他が少なくなるというふうに思っているが、そういう理解でいいのか。

(奈良教職員課長)

例えば、校舎に校長や事務職員、養護教諭をつけると、法律の定数上はカウントしないことになり、県費の持ち出しになる。1クラスでも本校ということになると、法律上の定数になるので、国からある程度、経費の負担はある。

(鈴木委員長)

他の学校から教員が減らされるということはないということでもいいのか。

(奈良教職員課長)

そのとおりである。

(清野委員)

この先、生徒の数が増えることはない。校舎にするにせよ本校にするにせよ、残すということになると、今後、生徒の数が増えることはないのであるから、学校の規模はだんだん小さくなっていく。今であれば2と2を合わせれば4にはならなくても3にはなるが、この先時間が経っていくと、いずれ成り立たなくなる。じり貧になる事をただ待つよりも、

余力のあるうちに手を打つべきではないか。

(鈴木委員長)

具体的な議論は、次回しましょう。次に、弘前実業高校藤崎校舎について質問はあるか。

(清野委員)

先日、委員で視察に行ったが、受入先として挙がっている柏木農業高校は盛り上がっているように感じた。あまり表に出てこないが、受入側の学校、地域はどう考えているのか。

(奈良教職員課長)

案として藤崎校舎の特色ある教育内容を柏木農業に引き継ぐということを学校長に説明したというところである。

(豊川委員)

りんごは少し専門であるが、柏木農業高校でりんご科を引き継ぐことは大丈夫だと思う。

(鈴木委員長)

心情的なことと現実的なことと分けて考えなければならない。

(教育長)

単に存続して欲しいということなのか、あるいはりんごの自営者養成を柏木農業高校で本当にできるのかということなのかははっきりわからないが、その辺が心配だということも背景にあるのかなと思う。

(清野委員)

視察に行ったら、柏木農業高校では校長以下自信を持っていた。OBの方や地域の方も盛り上がってきているという話を聞いて、力強く感じた。受入側は非常に盛り上がっているということをもう少し説明してもいいのではないか。

(豊川委員)

柏木農業高校には農業専門の教員がいるから、単に「できますよ」と言っているだけだと思う。高校でやるのはあくまで基礎であり、農業高校であれば果樹、りんごの教育はできると思う。

(清野委員)

私は視察に行く前までは農業高校は即戦力をつくるのかと思っていたが、話を聞いていたらどうも違うということに気がついた。農業高校での教育は、農業を通じて人づくりをするのが目的であるということだった。

(教育長)

その辺については、事務局からの説明の中でも、子どもたちの進路意識の変化、前は中学を卒業して生業をするというのが多かったが、今は大学へ進学する生徒も4割以上いるし、大学で勉強して農業をやるなど様々な道があることを説明しているところである。

(鈴木委員長)

幅広く勉強した上で、りんご、農業というのものもあるということだと思う。

次に、岩木高校について何かご意見はあるか。

なければ、その他について何かあるか。

(町田委員)

基本的な質問かもしれないが、八戸商業高校のところで望ましい学級規模が4学級以上となっているが、なぜ4学級が望ましいのか。

(奈良教職員課長)

第3次実施計画の中で、適正な学級規模として3市の普通高校は1学年あたり6学級、それ以外については4学級以上が望ましい学級規模と決めてあるが、これは科目選択やさまざまな学校行事、部活動等を考慮して設定したものである。

(鈴木委員長)

それでは、県民からのご意見を踏まえて、今後、計画を検討していく項目を考えると、

- ・校舎制導入に関する対応
- ・弘前実業高校藤崎校舎に関する対応
- ・岩木高校に関する対応
- ・計画全体を含めた、その他の対応

の4つに分けて、次回の会議以降で個別に検討することとしたいと思うが、異議はないか。

(全委員)

異議なし

(鈴木委員長)

それでは、そのように進めることとする。

次に、これらの県民からのご意見を踏まえて、どのような視点で検討していくのかということを議論する前に、第3次実施計画の考え方について事務局から再度説明をお願いします。

(奈良教職員課長)

まず、7月に公表した後期計画案の考え方を再度確認させていただく。

「(1) 第3次実施計画の考え方」は、平成20年8月策定の第3次実施計画によるものである。

○基本的な考え方として、

- ・ 望ましい学校規模となるよう、6地区ごとに中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進める。
- ・ 既存の1学年1学級規模の校舎制導入校については、計画的に募集停止する。
- ・ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進める。

○地区ごとの学校配置として、

- ・ 各地区の普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまでの地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮する。
- ・ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮する。
- ・ 統合については、同じ分野の高校を優先して進める。

○第2次実施計画による校舎制導入校の今後の方向性として、

- ・ 第2次実施計画による校舎制導入校については、生徒の入学状況等を勘案し、地域における高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら募集停止する。なお、生徒の入学状況等により、実施年度を変更することもある。

としている。

後期計画は、第3次実施計画の後半部分の具体的な実施計画となることから、このような基本的な考え方を踏まえ、「(2) 第3次実施計画【後期】の方向性」として、後期計画においても、第3次実施計画の基本的な考え方にに基づき、地区における普通科等・職業学科・総合学科の割合などに配慮し、望ましい学校規模になるよう学校配置を進めるが、これまでの学校規模・配置の状況や地域における中学校卒業予定者数の推移などにより、望ましい学校規模にならない場合があること、他の県立高等学校に通学することが困難な地域があることなども考慮し、柔軟な学校配置を行うこととして計画案をまとめたものである。

参考資料の23、24ページは、募集停止や校舎制導入の対象校の考え方について、後期計画案の考え方に沿って整理したものとなっている。

また、参考資料25ページは、1学年1学級規模の学校に関する法律の規定について整理してある。

改正前の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第5条においては、本校にあっては生徒の収容定員が240人を下回らないものとするとして規定されているが、これは適正配置等に関する国の基準を示したものである。

本県ではこの規定に準拠し、1学年1学級40人募集により全学年が1学級となった時点で、法律上の分校である「校舎」としてきたところである。

平成23年8月にこの国の基準が廃止され、1学年1学級の収容定員であっても本校として設置できることとなり、1学級募集とする学校を本校とするか分校とするかについては、設置者の判断によることとなったところである。

(鈴木委員長)

第3次実施計画の考え方について確認をしたが、県民からの意見を踏まえ、後期計画を

検討するに当たってどのような視点で考えるべきかという点についてご意見はあるか。

(島委員)

資料の中には具体的に書かれていないが、今の第3次計画後期計画の後には急減期という時期を控えている。その部分も視野に入れながらの第3次計画後期計画であると認識している。

(清野委員)

西北五は広い範囲にものすごくまばらに人が住んでいる。通学の足ということが問題になるが、公共の交通機関だけでなく、市町村との連携をうまくできないものか。五所川原農林高校には立派な学生寮があるが、使われていない。あれを学校のみならず地域の核にして使うとか、そういうことも考えて欲しいと思う。

(豊川委員)

子どもの将来を考えたとき、「地域のため」より「社会のために子どもを育てる」ということが大事なのではないかと思う。子どもが平等に教育を受けられるように環境を整えないといけない。

(鈴木委員長)

これからの子どもたちのことを中心に、そのことを第一に考えなければならないということだと思う。また、「全県バランスのとれた視点で」ということも大事であるのかなと思う。

他に何かあるか。なければ、「県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について」の件については、本日の検討を踏まえ、次回の会議で検討を進めることにしたいと思うが、異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それではそのようにする。

委員長選挙

(鈴木委員長)

委員長の任期が明日11日で満了となるので、次期委員長の選挙を行う。

選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条の規定により無記名投票と指名推薦の二通りあるが、どのようにするか。

(教育長)

投票としてはいかがか。

(鈴木委員長)

橋本教育長から投票がいいのではないかという意見があったが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それでは選挙の方法を投票とする。

【投票用紙配布】

(鈴木委員長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっている。お手元の投票用紙に橋本教育長を除いた委員の名前が記載されている。委員長に選任したい方の氏名の上欄に○印を書いてください。

【各自記入】

(鈴木委員長)

それでは、投票箱に投票用紙を入れてください。

【各委員投票の後、開票作業】

(鈴木委員長)

投票数6票、有効投票数6票、うち、鈴木委員5票、島委員1票である。

選挙の結果、次期委員長に私を再任することに決定した。なお、任期は平成24年10月12日から平成25年10月11日までである。

次に、委員長職務代行者についてであるが、前は2名指名していたが、今回はどのようにするか。

(教育長)

前は、退任された福島委員が会社経営や八戸市商工会議所の要職に就かれており、非常にご多忙であったこともあり、念のため2名体制にしたように記憶している。今回は通常どおり1名で良いのではないかと思うが、いかがか。

(鈴木委員長)

教育長から1名でよいのではないかという意見が出たが、いかがか。

(清野委員)

職務代行者と職務代行者以外では何が違うのか。

(佐藤参事)

職務代行者については、委員長が欠けたときなどに即座に対応していただくということで定められている。ただ、職務代行者の方も欠けるということも考えられるが、法律上、そのようなときはどのような対応をとるかということも決められている。そのような場合は、最年長者が対応するよう定められている。

(清野委員)

年長順となると序列が決まっているということか。

(佐藤参事)

順番は決まっていることになる。

(清野委員)

法律上のことはわかった。責任と権限についてはどうか。

(佐藤参事)

委員長に代わって会議等を仕切っていただくということになる。

(鈴木委員長)

ちなみに1人体制、2人体制について全国的にはどうか。

(佐藤参事)

47都道府県のうち、30数県は1人体制、10数県が2人体制となっている。

(鈴木委員長)

あらためて、1人体制でいいという方は挙手を願いたい。

【全員挙手】

(鈴木委員長)

それでは1人体制ということとする。

委員長職務代行者には任期の定めがないため、引き続き島委員に務めていただくこともできるが、それでよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それでは、委員長職務代行者については、引き続き島委員に務めていただくこととする。